

令和 6 年度 定例監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、錦江町監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を提出する。

1 監査の種類

定期監査（財務監査）

2 監査の実施場所

本庁3階委員会室、支所1階会議室

3 監査を執行した監査委員

監査委員 中 村 貢

監査委員 厚ヶ瀬 博文

4 監査期日及び監査対象課局 ※ 各課所（局）属の特別会計を含む

令和6年10月30日（水）

議会・監査委員事務局、農業委員会、産業振興課、政策企画課、建設課、健康保険課

令和6年10月31日（木）

教育課、会計課、総務課、住民税務課

令和6年11月1日（金）

未来づくり課、介護福祉課、住民生活課、観光交流課、産業建設課

5 監査の対象期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

6 監査の対象範囲

- （1）令和6年度歳入歳出予算執行状況（9月末日時点）
- （2）事務組織及び職員別事務分掌の状況（定例監査資料1）
- （3）契約事務の執行状況（定例監査資料2）
- （4）補助金の事務処理状況（定例監査資料3）
- （5）今後の予算執行予定事業の状況（定例監査資料4）
- （6）公有財産の取得・売却の執行状況（定例監査資料5）
- （7）税等収納状況（定例監査資料6）

7 監査の着眼点

令和 6 年度の財務に関する事務の執行及び運営に係わる事業の管理が法令、条例等に適合し、最大の効果を最小の経費であげ効率的に行なわれているか監査した。

監査の対象事務は、各課及び行政委員会が所管する事務事業の執行状況や内部統制の機能状況について、以下の点を主眼として実施した。

- (1) 予算の執行は、事業計画のとおり、計画的に処理が行なわれているか
- (2) 契約事務・事業執行管理について、適正な執行、処理が行なわれているか
- (3) 補助の額及び補助方法等について、交付時期等は適切に行なわれているか
- (4) 公有財産の取得・売却については、適正に行なわれているか
- (5) 徴収にあたり、収納事務は確実に処理が行なわれているか
- (6) 各職員への事務の配分や健康管理等が適切に行なわれているか

8 監査の実施内容

監査の範囲に係る書類として、予算執行管理表（支出・収入月計表）及び資料 1 から資料 6 までの書類を検査し、関係職員から説明を聴取した。

9 監査結果と意見

(1) 令和 6 年度歳入歳出予算執行状況（9 月末日時点）

【歳 出】

歳出予算執行については、状況もよく把握されており、概ね順調に執行されているが、なかには、台風 10 号の災害復旧のための重機借上料が負担行為額、支出済額ともに 0 %であったため、緊急のための予算措置であったと考えるがと確認すると、「台風襲来後、すぐに業者へ依頼してあり、支払い待ちである。」とのことであった。

緊急を要する予算であるにも関わらず、調書上では手付かずの状態と見てとれるので、作業の依頼時に負担行為を起こし適正に執行されたい。

また、執行率 0 %のものも散見されたので、計画的な事業運営に努められたい。

【歳 入】

歳入予算執行については、国庫支出金や県支出金など事業を完了し、実績報告を経て年度末を待たなければならないものもあるが、現時点においては概ね適正に処理されている。

負担金において、調定額を大きく上回る収入額を受け入れているものが見受けられたので、適時調定を起票のうえ、収入されたい。

(2) 事務組織及び職員別事務分掌の状況（定例監査資料 1）

職員ひとりひとりが全体の奉仕者として、さまざまな業務・事業等に取り組み住民サービス向上のために、課題や問題解決に努力されていることがうかがえる。

限られた人員に対して、業務量が過多となっておりが、病気等により長期休暇を余儀なくされる職員も散見される。

また、部署によってはイベント等により休日出勤が発生し、その代休消化もままならない状況もうかがえる。

管理職、チームリーダーにおいては、職員の代休や年休の取得及び事務量の不均衡やストレスによる精神的負担、健康面に十分配慮し、より良い環境づくりと効率的な事務事業が行なえるよう、職員とのコミュニケーションを図っていただきたい。

（３）契約事務の執行状況（定例監査資料２）

工事等契約関係の執行状況については、概ね順調に発注されているが、定例監査資料２、契約事務に関する調べの完成年月日が未記載のものが散見されたので、確実に記載されたい。

（４）補助金の事務処理状況（定例監査資料３）

それぞれの事業の実施時期に応じて、申請等一連の措置がとられており、概ね適正に処理がなされていた。

定例監査資料３、補助金に関する調べの記載について、補助率に単に補助額を事業費で除した割合を記載しているものが見られた。この補助率には、条例で定められた補助率を記載されたい。

（５）今後の予算執行予定事業の状況（定例監査資料４）

概ね事業の適切な実施時期や現在実施中の事業との関連を踏まえ、実施されているが、なかには、台風１０号の農地、林道、町道等の災害復旧工事等について、１１月以降に１億１，０００万円以上発注予定、そのうち５，３００万円は１２月の設計完了を待っての発注計画の課もあった。

これらの工事を町内の業者へ発注するとなると、工期や事業者の従業員数及びその体制を考えると年度内発注、年度内完成は厳しいと思われる。

十分な工期を確保し、安全によりよい工事完成となるよう計画的な事業実施を心がけ早めの発注に努められたい。

（６）公有財産の取得・売却の執行状況（定例監査資料５）

備品の購入及び不要となった公用車等の売却については、概ね適正に執行されている。今後とも計画的に執行されたい。

（７）税等収納状況（定例監査資料６）

町税については、概ね適正に処理されているようであるが、賦課徴収費の預金調査手数料の執行が０％であったので尋ねると、物価高騰対策の給付金・定額減税一体支援事業により、滞納者の実態調査及び預貯金調査が遅れているが、今後早急に調査し、年内には差押えを行いたいとのことであったが、差押えには事前の予告通知、また年末及び年度末は滞納者宅への臨戸訪問や町外への徴収等も考えられるので、チーム員で手分けをして計画的に滞納整理に努められたい。

後期高齢者医療保険料、介護保険料については、高い決算見込み額を掲げおり、目標達成のため邁進されたい。

国民健康保険税については、滞納繰越分の徴収目標を４０５万円程度計上していたが、現年度分の調定額から収納目標額を差し引くと５５６万円程度の滞納繰越となる。これで

は、今年度の滞納繰越額より、151万円ほど調定額が増えることが予想されるので、滞納が増加しない目標を掲げ、徴収及び滞納整理に努められたい。

また、住宅使用料と農業集落排水事業については、滞納繰越分の収入目標額が高く、その調定額と同額を計上されていたので、目標を達成できるよう努力されたい。